

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 8月24日

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 中田 卓也

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【電話番号】 053(460)2156

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 鳥江 恒光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目17番11号  
ヤマハ株式会社東京事業所

【電話番号】 03(5488)6611

【事務連絡者氏名】 東京事業所担当主幹 星野 努

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2021年8月24日（約定日）

(2) 当該事象の内容

当社が保有するヤマハ発動機株式会社株式の一部を下記のとおり売却いたしました。

銘柄	ヤマハ発動機株式会社
売却株数	19,000,000株
約定日	2021年8月24日
受渡日	2021年8月26日（予定）

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2022年3月期の個別決算において、当株式売却による投資有価証券売却益43,240百万円を特別利益に計上いたします。なお、当社グループは国際会計基準（IFRS）を適用し、当該株式はその他の包括利益を通じて公正価値で評価する金融資産に分類しており、連結決算においては当株式売却による投資有価証券売却益は発生しないため、当期利益への影響は軽微です。